

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付要綱の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に定める共同生活援助事業（以下「共同生活援助事業」という。）を実施する事業所に対して、<u>共同生活援助への参入促進及び障害者の</u>居住の場の確保を図ることを目的とし、予算の範囲内において共同生活援助事業設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付要綱</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に定める共同生活援助事業（以下「共同生活援助事業」という。）を実施する事業所に対して、<u>重度障害者の</u>居住の場の確保を図ることを目的とし、予算の範囲内において共同生活援助事業設置費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、名古屋市補助金等交付規則（平成17年名古屋市規則第187号）の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。</p> <p><u>(定義)</u></p> <p><u>第2条 この要綱において「重度障害者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p><u>(1) 法第4条第4項に規定する障害支援区分が4以上の者</u></p> <p><u>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の2(4)①に定める行動援護の対象者</u></p>

改正前	改正後
<p>(交付対象事業者)</p> <p>第2条 <u>共同生活援助事業にかかる法第36条1項の指定を受け、又は指定を受ける予定の事業所のうち、共同生活援助事業を行う住居(以下「共同生活住居」という。)を市内に新規に設置し、かつ運営する法人であって、市長が適当と認めるものとする。</u></p> <p>(補助金)</p> <p>第3条 別表に定める対象経費について、基準額を上限として補助する。</p> <p>(交付額)</p> <p>第4条 別表に定める種目ごとの基準額と対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額とする。 なお、算出された種目ごとの額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(申請手続)</p> <p>第5条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請事業者」という。)は、名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、事業開始までに市長に提出するものとする。</p>	<p>(交付対象事業者)</p> <p>第3条 <u>補助金の交付対象は、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。</u></p> <p>(1) <u>共同生活援助事業にかかる法第36条1項の指定を受け、又は指定を受ける予定の事業所のうち、共同生活援助事業を行う住居(以下「共同生活住居」という。)を市内に新規に設置し、かつ運営する法人であること。</u></p> <p>(2) <u>(1)の共同生活住居に入居する重度障害者(ただし本市支給決定者に限る。)の割合が、当該住居の定員の2分の1以上であること。</u></p> <p>(3) <u>(1)の事業所におけるサービス管理責任者又は生活支援員のうち一人以上が、市長が別に定める研修のいずれかを修了していること。</u></p> <p>(補助金)</p> <p>第4条 別表に定める対象経費について、基準額を上限として補助する。</p> <p>(交付額)</p> <p>第5条 別表に定める種目ごとの基準額と対象経費の実支出額を比較して少ないほうの額とする。 なお、算出された種目ごとの額に千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。</p> <p>(申請手続)</p> <p>第6条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請事業者」という。)は、名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付申請書(第1号様式)(以下「申請書」という。)に必要な書類を添えて、事業開始までに市長に提出するものとする。</p>

改正前	改正後
<p>(交付決定)</p> <p>第6条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、名古屋共同生活援助事業設置費補助金交付決定通知書（第1号様式の2）により申請事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助事業の内容変更等)</p> <p>第7条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第8条 補助事業者が当該決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請を取下げることができる。</p> <p>この場合において、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。</p> <p>(交付決定の取消し又は補助金の返還)</p> <p>第9条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。</p> <p>(2) この要綱又は補助金交付決定の通知に付した条件に違反したとき。</p>	<p>(交付決定)</p> <p>第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、名古屋共同生活援助事業設置費補助金交付決定通知書（第1号様式の2）により申請事業者に通知するものとする。</p> <p>(補助事業の内容変更等)</p> <p>第8条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）が、当該決定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。</p> <p>(申請の取下げ)</p> <p>第9条 補助事業者が当該決定の通知に係る内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から20日以内に申請を取下げることができる。</p> <p>この場合において、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。</p> <p>(交付決定の取消し又は補助金の返還)</p> <p>第10条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。</p> <p>(1) <u>第3条各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。</u></p> <p>(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったとき。</p> <p>(3) この要綱又は補助金交付決定の通知に付した条件に違反したとき。</p>

改正前	改正後
<p>(実績報告)</p> <p>第10条 補助事業者は、補助事業の完了後 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長に対し、名古屋市共同生活援助事業設置費補助金実績報告書（第 2 号様式）を提出するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第11条 補助金は、補助事業の完了後、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。</p> <p>(検査等)</p> <p>第12条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その執行状況について報告を求め、又は指示し、あるいは帳簿等関係書類を検査することができる。</p> <p>(書類の整備及び保存)</p> <p>第13条 補助事業者は、当該補助事業に関する経理を明確にし、補助金の交付決定を受けた翌年度から 5 年間関係帳簿及び証拠書類を整備保存しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第11条 補助事業者は、補助事業の完了後 20 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、市長に対し、名古屋市共同生活援助事業設置費補助金実績報告書（第 2 号様式）を提出するものとする。</p> <p><u>(事業実施状況報告)</u></p> <p><u>第12条 補助事業者は、補助を受けた共同生活住居の開設後 6 か月が経過した日の属する月の月末までに、名古屋市共同生活援助事業設置費補助金事業実施状況報告（第 3 号様式）を提出するものとする。</u></p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第13条 補助金は、補助事業の完了後、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に交付するものとする。</p> <p>(検査等)</p> <p>第14条 市長は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その執行状況について報告を求め、又は指示し、あるいは帳簿等関係書類を検査することができる。</p> <p>(書類の整備及び保存)</p> <p>第15条 補助事業者は、当該補助事業に関する経理を明確にし、補助金の交付決定を受けた翌年度から 5 年間関係帳簿及び証拠書類を整備保存しなければならない。</p> <p>(その他)</p> <p>第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。</p>

改正前

別表

<u>区分</u>	種目	基準額	対象経費
<u>設置費</u>	<u>敷金及び礼金</u>	<u>504,000円</u>	<u>貸家等の借上げにかかる敷金及び礼金</u>
	初度調弁費	<u>630,000円</u>	入居者が共同使用する <u>家具什器等</u> の購入費
	消防用設備費	<u>420,000円</u>	<u>火災等を連絡する非常通報装置等</u> の消防設備の設置費

注)「基準額」は、共同生活住居1か所あたりの金額

改正後

別表

種目	基準額		対象経費
初度調弁費	<u>住居定員により以下のとおり</u>		入居者が共同使用する <u>市長が別に定める品目</u> の購入費
	<u>定員4人以上</u>	<u>650,000円</u>	
	<u>定員3人</u>	<u>488,000円</u>	
消防用設備費	<u>定員2人</u>	<u>325,000円</u>	<u>自動火災報知設備等</u> の消防設備の設置費
	<u>590,000円</u>		

注)「基準額」は、共同生活住居1か所あたりの金額

改正前

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者所在地

事業者の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり申請します。

記

事業所名称		
共同生活 住居名		
共同生活住居 所在地		
交付申請額	円	
交付申請額 の内訳	敷金・礼金	円
	初度調弁費	円
	消防用設備費	円
添付書類	事業計画書	

改正後

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者所在地

事業者の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付申請書

みだしのことについて、下記のとおり申請します。

記

事業所名称		
共同生活 住居名		
共同生活住居 所在地		
交付申請額	円	
交付申請額 の内訳	初度調弁費	円
	消防用設備費	円
添付書類	事業計画書、入居予定者及び配置職員研修了状況一覧、 見積書(写)、図面、その他必要書類	

改正前

(第1号様式の2)

年 月 日

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付決定通知書

様

名古屋市長 印

年 月 日付で申請のあったみだしの補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
ただし、 にかかる共同生活援助事業設置費補助金として
- 2 交付条件
 - (1) この補助金に伴う事業は本年度中に実施すること。
 - (2) 市長が必要と認めるときは、指示し、報告を求めることができる。
 - (3) 事業完了後、20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告を提出すること。
 - (4) この補助金は、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に一括交付するものとする。
 - (5) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
 - (6) その他名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付要綱に違反しないこと。
 - (7) 上記条件に違反したとき、又は不当な支出があると本市が認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。

改正後

(第1号様式の2)

年 月 日

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付決定通知書

様

名古屋市長 印

年 月 日付で申請のあったみだしの補助金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
ただし、 にかかる共同生活援助事業設置費補助金として
- 2 交付条件
 - (1) この補助金に伴う事業は本年度中に実施すること。
 - (2) 市長が必要と認めるときは、指示し、報告を求めることができる。
 - (3) 事業完了後、20日以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告を提出すること。
 - (4) 補助事業者は、補助を受けた共同生活住居の開設後6か月が経過した日の属する月の月末までに、名古屋市共同生活援助事業設置費補助金事業実施状況報告を提出すること。
 - (5) この補助金は、本市検査員が行う検査確認により適正と認められた後に一括交付するものとする。
 - (6) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。
 - (7) その他名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付要綱に違反しないこと。
 - (8) 上記条件に違反したとき、又は不当な支出があると本市が認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることがある。

改正前

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者所在地

事業者の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金実績報告書

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 設置費補助金交付決定額 金 円
- 2 設置費補助金所要額 金 円

事業所名称		
共同生活 住居名		
共同生活住居 所在地		
精算額 の内訳	敷金・礼金	円
	初度調弁費	円
	消防用設備費	円
添付書類	1 支出内訳書	
	2 建物賃貸借契約書(写) 3 領収書等(写)	

改正後

(第2号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者所在地

事業者の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金実績報告書

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 設置費補助金交付決定額 金 円
- 2 設置費補助金所要額 金 円

事業所名称		
共同生活 住居名		
共同生活住居 所在地		
精算額 の内訳	初度調弁費	円
	消防用設備費	円
添付書類	支出内訳書、領収書等(写)、その他	

改正前

改正後

(新設)

(第3号様式)

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

事業者所在地

事業者の名称

代表者職名及び氏名

名古屋市共同生活援助事業設置費補助金事業実施状況報告書

みだしのことについて、下記のとおり報告します。

記

1 設置費補助金交付額 金 円

2 事業の実施状況

事業所名称		
共同生活 住居名		
共同生活住居 所在地		
開設後 6か月の 実施状況	重度障害者の 入居状況	重度障害者入居状況一覧のとおり
	研修修了職員 配置状況	研修修了職員配置状況表のとおり
添付書類		

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱による改正後の名古屋市共同生活援助事業設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に申請された補助金について適用し、同日前に申請された補助金については、なお従前の例による。